

日本の服飾の研究

—紋章について(その1)—

若山初子

1. 序文
2. 紋章の歴史
3. 紋の種類および表現方法
4. 用い方の習慣
5. 紋章と時代の関連についての考察
—織物の文様と紋章について—
6. 札幌市における紋の種類およびその割合について
7. 紋章の有無とその年齢、紋章に対する関心度の調査

1. 序 文

世界いざれの民族にもその国独特の服装があり、またより美しくするための服飾がある。それらは思いつきの経過をたどって発展したものではなく、長い伝統とその国特有の文化とがかもし出したものである。従ってある時代に現われ、それがその時代と共にまた社会と共にどのように盛衰して行くかは非常に興味のあることであり、また単に興味だけでなく文化の発展の独自性を研究して行くためにも重大な要素になっていると考えられる。日本の被服を考えて見ると、外国の例にもれなく生活の中から生みだされたものであり、その時代時代の文化の象徴ということができる。そして服装は一つの様式を持っていながらも社会の移り変りと共に変化していくのである。またそれは政治的な歴史の流れと必ずしも一致しないで発展してきたこともあるともいうことができる。現代社会において美しさの上からは世界的水準をいく、いわゆる日本服(和装)の中のさらに日本独特なもの、つまり紋章について研究していきたいと思う。

紋章は姓や氏族のシンボルとして我々の生活の中に溶けこんできたのである。紋章も歴史の流れと共に育ち、時代の世相と共に変化しながら

現代に至っている。近年海外のデザイナー達から日本の紋章の美しさの価値がみとめられて、世界的水準をいくものと賞賛されているが、われわれ日本人は紋章を見なれてきたためか日本古来から伝わる紋章について、その美しさもまたどのようにして発生し、それがどのような流れをたどって現代に至ったかを見落しがちである。現在、紋章が利用されているものは着物、羽織、ちようちん、神社仏閣に用いられる幕のようなもので、近年まで用いられていた家具調度類からは殆んど姿を消してしまっている。家系を重んじた封建社会に生じたものとして、われわれの生活の中での紋章は無意味なものになり、冠婚葬祭の紋付用として残っている程度になってしまったが、祖先の残してくれたものとしてデザイン的な美しさの上からも優れたものを今あらためて調べていくことに意義を感じるのである。

2. 紋章の歴史

日本の服装に大きな影響を与えたのは中国文化である。奈良時代は全面的に唐文化の模倣であった。服装の分野においてもこの時代は専ら中国の服飾模倣を主とし、日本の国民性に適応するように改良することは殆んどなく、無批判に模倣したのである。平安時代に致って模倣と影響から脱却し、日本の風土に定着した服装に移りっていくのである。この平安時代に紋章の原型である文様が登場したといわれるが、家紋は何時代にどんな理由で起ったものであるかは、公家と武家とによってその起源を異にする記されている。

公家の家紋は車の文様から、また衣服の文様

から転じたものといわれる。つまり始めは王朝貴族が乗用した牛車に描かれ、衣服に織り出されたものである。これは参内、退出、見物などの時の車争いを避ける一手段として用いられたとも記入されている。花鳥風月をこととするこの泰平時代においては、優雅で美しいものが求められ、風雅な生活をするうちに、身につけるもの、用いるものには深い関心が寄せられ、自分の好みを現わしてくるのは当然である。家系を重んじた貴族達の間において、次第に家柄や同氏族の意識が盛になりその意識が家全体から子孫にうち継がれていき、それが家の文様となり次第に家紋の意味を持つようになってきたのである。このように公家の場合は、趣好にまかせて用いた衣服の織文系統のものが多く、複雑繊細である。

武家の家紋の起りとしては、鎌倉時代初期、旗の印にあったと記されている。武士は一族が団結し、外敵に対して生命をかけなければならず、そのために敵味方の区別が最も重要であった。平安後期のあの有名な源平合戦では、源氏の白と平氏の赤のようにただ敵味方を識別したにすぎなかった。当時はいちいち名乗りをあげての戦いだったので敵味方の区別がつけばそれで用が足りたと思われる。平氏が滅び源氏の世になると、白旗ばかりでは区別がつかないために、また戦国期の動乱は同族や党の分裂をうながし、始めは同族のシンボルだけでよかった印が、やがては家か個を現わすように分化されていったのである。個人個人の戦いである戦国期においては、戦功をたてそれを正しく評価してもらうためにその方法が真剣に考えられたと記されている。武士の武功話、懷古談にあるように、命をかけた戦場では極度の緊張、興奮状態にあるために、戦功を正しく知らせるということは何かの手段を選ばなければ無理であった。そのような状態の時に自分の働きを敵味方に知らせ、また記憶させるためには、近くにおいては身につけた甲冑を、遠くにおいてはその目印が必要となってくるのである。このように武士の場合においては、同族の連帯感を現わす

印としては、公家のそれとは完全に異なり、単純で誰にでも識別できるものであった。そして遠目がきき文盲にも用意に識別できるものが用いられたようである。

以上のように公家、武士においては、その発生の目的および用途が異なるためにその内容も対象的である。後において家紋の発達をうながしたもとになったものは武家紋からだといわれる。単に公家紋のみであれば単なるその家の文様にとどまり、家紋の形態をとらなかつたろうといわれている。何故ならば公家社会においては、趣味、装飾として用いられる意味が強く、武士のように要求度が強くなかったからである。

ここにおいて少し服装上の変化を述べると、鎌倉時代においては公家文化と武家文化の二つの流れが存在した。この公家文化というのは、藤原氏が全盛をきわめた藤原時代の公家文化であり、服装においては男子は束帶の姿であった。この服装は公家伝統の服装であり当時も公服の最上位であったが、次第に直衣や狩衣にその位置をゆずり構成が簡略となってきた。また女子においては、最上のものは唐衣裳であったが、これも男装の束帶と同じように複雑なものは次第に姿を消し、構成が簡略化してきたのである。武士が政権を握った初め頃は自分達の階級の文化を持つまでに生長していなかったので、前時代からの公家文化が強い存在を示していた。やがて武家社会が生長して武家文化が強くなると、公家文化は武家文化の流れに合流して武家文化が成立するようになった。武家本來の服装は模倣から発展したものであったが武家の社会的地位の向上、政権獲得と共に服装も向上し、地質・文様・服色・構成の上から階級的な差別を生じてきたのである。藤原時代に生じた狩衣はその字の如く狩獵に用いられた実用衣からその名称がでたのであるが、朝廷の狩獵が派手に行なわれるようになると、この実用衣も本来の性格は次第に失なわれ社会的服飾の花形となっていました。そして次第に公服的な位置は忘れられたように、地質・文様が華美になって狩衣に

日本の服飾の研究

贅沢をつくしたのである。これは武士に於ても同じで実用衣であった狩衣が派手な服装になり、その生命も長く江戸時代まで狩衣は袴東の花形であった。男装に於ては狩衣がその主役を演じた形であるが、さらにそれに深い関係をもった水干やその他に分化して行き階級・職掌を現わすようになった。

以上のように公家文化で栄えた衣服が自然に武家文化に合流され、しかもそれが武家文化を向上発展させ武家服飾に貢献したのであるが、ここでもまた紋に話をもどすと、公家の紋は政権の移動と共に公家の貧困化、儀式または牛車の廃絶に伴って、紋の使用の場がうすれてきたのである。しかし、武士においては前述の敵味方の識別の切実な要求があり、戦国期の動乱は敵味方の別のみでなく同族党が分裂し、家単位になり、同族のシンボルであった紋はやがて家・個を現わす家紋となり、分派した者は新しい紋のアイデアを練り新しい紋を制定して急激に増加するという経過をたどったのである。従って紋の初めはその目印として使用され、しかもデザインもごく単純なものであったが、分化するにしたがいそれが複雑化していったわけである。しかも武士は自分の勝利と護身のために縁起・宗教・神秘・呪術に関連あるものを形象化して家紋に制定したのである。紋章が普及流行するにつれて、新しく作製するものがだんだんこれらのこと考慮したと思われる所以は当然である。そして武具・轍・吹流し等に使用され、自己の存在を確認させたのである。公家においては政権から疎外され無力化されていたが、それなりに文化的指導性は保っていたのである。そして彼等の持っている家紋はやはり榮誉と権威あるものであった。また南北朝時代は公家も武家紋の影響から公家自身の紋を馬鞍等に付ける必要が生じてきて公武の交流が激しくなると、家紋も相互に影響し合ったであろうことは充分に考えられるのである。

この家紋も初めは前述のように印として公家の牛車、あるいは武家の旗その他にしるされたのであるが、室町時代には下級武士が主家の紋

所を衣服につけるようになったことが記されており、ここにおいて発生した紋章が衣服につけられるようになったことが伺える、これは前述した狩衣をはじめ、当時の衣服が紋をつけることにより武士の意にあい、さらに衣服の美しさ、あるいは威儀を加えるために定着して発展してきたものと考えられる。

室町時代においては、布衣・水干に変って直垂が武家の唯一の高級服装となり、直垂と同系の服装に大紋と素襷の差別を生じ、もとは下級武士が主家の紋所をつけることがあったのを、後には上級武士の間にも自家の紋をつけることがおこり、大紋に大きな紋章を上下の菊綴のあるところにつけたことが記されている。

ここで考えられることは衣服につけるようになった紋の変化である。武家紋の発生においてその目的は自己の存在をデモストレーションするためであったので、その印象は非常にはっきりとした強烈なものであったが、それが衣服に付されることになるとそれだけでは目的を達することはできず、ここにおいて紋も図案化され全国統一された豊臣時代になると衣服の美しさに合せて文様化されていったといえる。

桃山時代は禅宗文化に基づいた貴族的な前時代とは異なり、自由な、また進取的な傾向を帯びた時代であった。この時代には富裕な商人階級もあり、従来の風潮とは異った自由と進取的空気に服装の形態変化が行なわれてきたのである。この時代は小袖発達の時代といわれるがこの時代から江戸時代にかけて、小袖服飾が完成され現代の衣服の基本となったわけである。このように衣服形態は変化してきたのであるが、紋の占めるその価値は益々大きくなっていた。政治力のなくなった公家の紋は依然として榮誉と権威のある位置を示めていたために、力ある武家はその家紋を獲得するために政治力・財力を以て、婚姻という方法で公家に接近し、その家紋を掌中に収めその格式を自分のものにしたのである。

また紋章の権威は、紋の下賜ということからも伺える。文武の重臣に贈られ、それがその家

の家紋になり生き続けてきている。このようなことから紋章に対する尊敬の念が生まれ、祖先崇拜の精神と共に紋章の権威が益々認められてきたのである。

関ヶ原の一戦によって天下が徳川氏のものになり幕府の基礎が確立して、遂に300年に渡る泰平の世を出現したのであるが、服装史上においても見るべきものが多い。江戸300年の時代における庶民の位置は、制度の上からは厳しい階級があつて下すみであったが、封建的制約を受けた武士の生活の中には文学や芸術が発達する余地はなかったと思われるのに反し、この庶民は立場が自由であったためにこの時代の文学や芸術は町人の生活の中において発生したといふ。ここに時代の文学や芸術をこれまでの時代と区別することができる一要因が成り立つわけである。このような江戸時代においては平穏な明暮れで、旗印・馬標等はその必要がなくなり、紋はまた平和な昔の公家の文様のようになりはじめるのであるが、武士が名実共に支配者になって保守的になると、紋章も用途が改まって、大紋・袴の制度化、紋付小袖となって無彩色となり図形化されていった。つまり武家社会の格式化によって、冷たく硬化し、格式化していくのである。すなわち、紋章は威儀を正すために用いられるようになったわけである。殊に参勤交替の制が定まってから諸大名が江戸を往復する場合¹または参内する場合に、その苗字を現わす必要からその服装には家紋をつけるようになったのである。家格によって礼儀作法が異なったので、途中遭遇の場合は前もって紋章を知っておく必要があったわけである。つまり大名の誰であるかを知り、これに対する礼儀作法に失礼のないように注意したのである。この時代の一般武家の公服は袴であり、その形や地質等に規約ができてきただが、この袴に家紋を付するようになったわけである。つまり背に一つ、両肩の前に各一つ、袴の腰板に一つの4ヶ所である。紋章の形は対称的なものになり、従つて丸を附けることがこの時代から行なわれるようになったという。袴を着る時の表着は正式には、黒羽

二重腰替紋付の駿斗目小袖を用いていることによってそれを伺うことができる。また平日用としては無地の紋付を用いた。民間では正式でも拝領以外は駿斗目を着用せず無地の家紋付であるとも記入されている。このように武士の中心服となった袴も文久二年には平常に羽織袴を用いることにしたことが記入されている。さかのぼって桃山時代に羽織ができ、それが着用されたのであるが、これが江戸時代の末期になって男子の場合には儀服化してきた。礼服化された羽織には当然、紋をつけられたわけである。

一面において、平安な江戸時代は先祖を超える働きの場がないのは当然で、先祖の武功の象徴でもある家紋がのしかかってくることになる。ここにおいて替紋の出現を生じた。これは略式の忍びに公用儀式用の定まった家紋は遠慮されるので、替紋がそれに代って使用されたのである。その理由は、あるべきところに紋をつけないと却って目につくからそれを避けるための手段として生まれたようである。一方公家は政権に遠ざかっているので、幕末まではその消息がはっきりしていない。

江戸中期、安穏な日々の明暮れで沈滞した武家階級とは対照的に、新しい世界を作ったのが町人である。彼等の服飾がとりわけ贅沢になつたのは寛文に入ってからと記されている。商人は、その日その日の商品の売上げによって生計をたてなければならなかつたから、自然粗服、粗食が彼等のモットーであった。地味な町人の服装は、婚礼や正月廻礼には黒羽二重、五つ紋の羽織袴が用いられた。以前は武家専用であった紋が町人達の紋付羽織に染められはじめたのである。経済的実力を蓄積した町人達はその富力で歌舞伎・芸能と結びついて、江戸趣味が形成されたのである。町人達の紋は歌舞伎役者の紋であった。歌舞伎が庶民の生活に浸透し、個人の役者が宣伝されその役者の好みの衣裳の模様が流行し、歌舞伎役者の紋を集めた「紋番付」が発表され、紋は庶民の間に普及していった。この普及により、武家の家紋とは異なつた庶民感情のもられた紋が創作され、日常生活用品等

日本の服飾の研究

が取り入れられ、紋章化したのである。つまり武家紋の持つ硬い冷たさと対象的な性格が象徴的に表現された。

芝居役者の紋が、町人・百姓に紋を普及させた力は大きいと考えられる。町人の紋のおこりは財力ででてきた彼等が、武士や役者を真似て紋付を着はじめた事による。武士のように、必要に迫られて創造し、家の格式の象徴とされたものでないから、内容や歴史がなく、また抱束もないために気軽に好きな紋をつけたといわれる。ゆえに、家紋としての意義はなく、武士が紋を纏えている位置に、紋のない異様な淋しさをうずめるために、飾りとしておいたにすぎないといわれている。つまり紋の位置についての文様・飾りといってもよいものである。

徳川慶喜が政権を返上したことによって、徳川氏の支配は終りをつけた。新しい胎動が起ころうとするさなかにあって、四民の区別はなくなり国民はすべて平等の地位におかれ、封建社会にあったような服飾制限も解かれて個人の自由になった。洋服の普及は、鹿鳴館時代といわれる明治15~16年以降の欧米模倣からであった。和服の世界では明治中期までは江戸時代の延長であったが、羽織が女の中礼服として利用されはじめ、自家の紋を入れて紋付羽織を着用するようになった。明治時代の二重生活は主として上流社会におけるものであったが、大正に入つてから男の洋服が急速に用いられるようになり、都会では儀式や婚礼の際にモーニングコートの利用度が高くなり、和服における五つ紋、黒羽二重の羽織は野暮なものとされて、焦茶・鶯茶・黒茶の三つ所縫紋羽織が流行した。これとても昔のような家門の誇りとして紋を用いるということはなくなり、礼装の場合の習慣に従つて用いるようになったのである。

昭和に入ってからは高層建築の増加により、女子の職場での洋装化は進み、さらに第二次世界大戦の敗戦により、家族制度が崩壊し家の格式を誇示する紋章への価値と認識は急速に下降線をたどった。現在においては男子服装は完全に洋風化されており、紋の存在は一部の人の持

つ五つ紋付長着および五つ紋の羽織に限られているようである。女子においてもその傾向は同じである。生活の洋風化に伴い服装界は洋装化へと拍車をかけたが、近代化学の発達に伴い織維業界、染色業界のめざましい進歩と共に、美しい日本服、豪華な日本服に対する憧れは年々強くなり、一頃は活動に不便なために改良等と一部の人によってとなえられたが、そのままの形で美を競う現代にいたった。これは着物が日本人の民族衣裳であるためと同時に、着物の原型ができて以来、600年の歴史の中で、私達日本人の血となり肉となって溶け込んでいるからだということができる。若い人々には家紋としての認識はうすれ、あるいは無いとしても、礼服としての紋付はこれからもそのままの形で存在し、日本の着物がなくなる限りはやはり家紋という形で、あるいはデザイン的に良いものを考案して、紋章として何時までも引継がれて行くものと思われる。

以上紋章の歴史の概略を述べてきた。しかし紋章の作者達のことなどは明らかでなく、彼等は膨大な作品群を遺したまま埋没し去り、従つて歴史的な全体像は解明されていない。

3. 紋の種類および表現方法

紋の種類は非常に多く、現在では4,500種にもなるといわれる。日本の紋章（伊藤幸作編）には非常に沢山の紋章が紹介されているが、その内容は文字・天体・風景・鳥・獣・花・昆虫・器材・築造物など数多くのものが用いられている。また同じものを図案化する場合においても、正面から、側面から、あるいは後ろから、またはその数を変えることにより変化をつけたもの、具体的な表現をしたもの、あるいは抽象的に表現をする等あらゆる角度からその美しさを出している。そして珍しい紋章は多くは替紋として、江戸時代に入ってから用いられたものと思われる。

紋の表現方法で考えられることは、家紋は苗字の目標として用いられたものであるから、一個の苗字に対しては一個の紋章でよいのである

が、権門勢家より賜わり、または譲与、舊取、借用等の手段によって用いたために一個の苗字でも沢山の家紋を用いるようになった。このように一家で数多くの紋章を用いるようになったために、これを一定しなければ目標としての効果を失うことになり、この目的のもとに用いられたものを定紋といい、その他を替紋といった。定紋はまた本紋・正紋とも呼ばれ、主として公の場合に用いられた。替紋は副紋・裏紋・別紋・控紋等と呼ばれ、非公式の場合に用いられたようである徳川時代から始まったようである。

現在においては定紋・替紋と区別をして用いている家は少なく、定紋のみを用いる家が多いようであり、着物の用途によって、つまり正式か略式かによって日向紋（陽紋ともいう、紋形を白く染めぬいて紋を入れたもの）、陰紋（紋の形をすべて線で表現したもの、つまり紋形を黒のままで入れたもの）、縫紋（白または黒あるいは金・銀・色糸で紋の形を縫いあげたもの）、のぞき（丸の中に紋を一部だけ表現したもの）等の種類がある。正式は染めぬきの五つ紋で、三つ紋や一つ紋は略式である。

また紋の大きさは時代によって多少の違いがある。大紋につけた場合は、かなり大きな紋を用いたことが伺える。徳川時代の初期には比較的小形になり、家康・秀忠・家光三代の家紋の大きさは、袴にすえたものは一寸四分五厘（鯨尺、以下全部同様）、小袖にすえたものは一寸七分であるが次第に大きさを増し、綱吉の時には袴には一寸五分、小袖は二寸になり、家宣の時は袴は一寸六分、小袖は一寸七分五厘となり、吉宗の時には袴は減じて一寸四分五厘となり家康時代の旧に復したということが書かれている。

以上は徳川時代の上位高官の男子に付せられた紋である。明治時代になり、紋服というものが一般化されてからは女子も始めは羽織に紋を付けるようになり、次いで留袖と江戸袴が一緒になってミセスの礼服として五つ紋として発展してきたのである。紋の大きさも戦前は男子もの一寸、女物一寸（かね尺）であったが、戦後

は大きさに多少の変化を生じ男子ものは3.8cm（鯨一寸）と同じであるが、女子の場合は1.7cm～2.2cm（四分五厘～五分五厘）となってきている。この紋の大きさは品物によって変っているようで、良い品物は大きいようである。これによっても紋があって始めてその価値を生ずるということを伺うことができる。

また明治以降の紋の付け方の変遷としては、男子の場合は紋付羽織袴といわれるよう、重ねの黒羽二重五つ紋の長着と同じ布の五つ紋の羽織、仙台平の袴というのが正しい装いであり、これは現代に致っても同じであるが、女子の場合は少し異なり、明治においては嫁入り紋付は三枚重ねであった。下から白・赤・黒の同じ模様の紋付を重ね、下着で見えない白・赤にも紋を付けたようである。現在女子の紋付は喜びの場合は白黒二枚重ねで下着には紋を付けず、花嫁衣裳の打掛には豪華な刺繡等をほどこしているために、紋を入れない場合が多いが、はり紋をする場合もある。また、喪服の場合は不幸が重ならないという意味で重ねにしない場合が多くなっている。礼服として厳然として紋があるのである。

4. 用い方の習慣

紋の用い方の習慣としては、家紋を苗字の目標として、旗及び幕に用いた時代には家紋の目的は、単に識別し易いものであったが、これを衣服に用いるようになった時には、今までの目的と同時に装飾を兼ねるようになったために、従来用いてきた紋章で簡明なものはこの目的に沿わないので、元禄時代より以後は次第に優美な紋章を選んで用いるようになった。特に婦人の場合は実家の紋をそのまま用いたり、あるいは婦人用の紋を定めてこれを用いた。この婦人専用の紋を用いることは武家だけに限られたものではなく、民間でも一般に行なわれるようになった。またこの習慣は地方によって異なり、関西においては婦人用の家紋は結婚の時、新婦の実家より持ってきたものとし、また実家から持ってきたものは新婦のその母が実家から持つ

てきたものとしたと記されている。そしてもし新婦に女の子が生まれた場合、その子供を結婚させる時には再びこの紋章を用いたようである。だから婦人用の紋は子女の結婚のたびにそのまま次々と継がれていったわけである。関東においては婦人用の家紋を定めたが、多くは婚家の家紋であったといわれる。

明治以後においても第二次世界大戦以前は、江戸時代と同様に男子の紋が中心となっていた。つまり新年の挨拶や不幸の場所にでる場合は、男性が中心であったのである。しかし現在においては男子の着衣の洋服化と共に、婦人の進出により紋を用いる度合は男性から完全に女性に移行したようである。最近はぼつぼつ男物も用いられてきているようであるが、やはり女性の紋付がその大半を示している。女性が紋をつける場合、結婚の時に用意する紋付は実家の紋をつけ、結婚後につける紋には婚家の紋をつける習慣が多いようであるが、昔から用いられている女性用の紋を用いる傾向もかなりあるようである。第二次世界大戦後においては家紋というよりも、デザイン・流行等という感覚から専門家に紋の傾向を尋ねる向きも多いとのことである。もちろん夫婦という共同体により新しい家庭を作る所以あるから、新しいものを創造して行くのは良いことであるし自由であるが、必ずしもそのようなことからばかりでなく、昭和17~18年頃から昭和26~27年頃までの約10年間のブランクが、私達から着物の知識をはぎ取ってしまった結果だということも一面においていえるように思う。

5. 紋章と時代の関連についての考察

一 織物の文様と紋章について

前述したように公家の紋の起りは平安時代にあるといわれるが、平安時代織物文化の基礎である奈良時代、さらに飛鳥時代、古墳時代にさかのぼって見ると仁徳天皇の御代にすでに全国に養蚕・製糸業が普及したことが述べられており、西日本ではかなり広範囲に養蚕が行なわれていたようである。またこの時代は大陸・半島

との交渉も頻繁で、応神37年には「阿知使王、都加使王を吳に遣わして縫工女を求めしむ。吳王、工女の兄媛、弟媛、吳織、安織の四婦女を与えぬ」とあり、五世紀には吳織らが来朝しているわけで高級織物がこの頃から始まったと考えられる。飛鳥時代に至り、飛鳥時代の染織品として有名なものに蜀江錦がある。それには格子蓮華文・獅子鳳円文・亀甲花唐草文の三種あり写真でこれらを見ると、模様に三色の糸を使って織られており、かなり抽象化されている。聖徳太子妃の膳妃によって作られた天寿国曼荼羅には亀の模様が刺繡されており歲を経て甲羅に水草の生えた亀は瑞亀として珍重され、鶴は千年亀は万年と長寿のシンボルでありこれが亀紋のはじまりであると考えられる。

奈良時代は大化の改新によって幕を明けるが、我国の制度・文化のあらゆる面が大陸文化を模倣し、勿論服飾面でも多くの影響を受け、その遺物は正倉院や法隆寺御物の中に藏されている。奈良時代に中国からもたらされた織物も錦であるが、織法の発展があり平織でなく綾織になっているものもある。赤地花連珠文錦・紫地双鳳連珠文錦・紫地花文錦・双鳳獅子円文綾等を見る事ができるが、双鳳獅子円文綾の模様は、蜀江錦の一つである赤地獅子鳳文錦に似ていることにより、飛鳥時代との文様のつながりを見る事ができる。令によれば大蔵省の下に織部司があった。織部の正を長官としてその下に実際の技術に専念するものに挑文師四人と、挑文生八人がいて、挑文師は織るべき錦綾の模様を考え作図し織機の装置設計に当り、挑文生は機を操作して製織にたずさわったことが記されている。また錦戸110戸、綾を織る吳服部7戸、河内に住した広幅絹を織るもの350戸が織部司に属し、徭役を免除され毎年1~2人が司に上番し、多くは郡郷にあって錦綾を織り決められた量の織物を上納したとも記されている。彼等は旧来の錦綾を織り続けていたのであろうが司の統制のもとで新技術の導入も容易となり、新しい模様織法も手がけるようになったと思われる。挑文師の技術指導が各地で行われる

ようになり、我国における高級織物の生産が発展期を迎えた。この頃である和銅6年に刀母離余叡也奈が暁綿染を始め、その功によって授位したのである。暁綿・重彩の華やかな唐花文の錦が奈良後期の前半を風靡した。奈良後期の代表的な錦は浅漂地大唐花文錦・赤地唐花文錦であり豪華なものである。これらの織物により、大陸仏教文化の伝来と共に中國から伝来された文様から作られた紋を知ることができる。

鳳凰紋は日本における古い文様の一つで、中国から伝来された文様からでき上っていったものということができる。尚この鳳凰文様は奈良から平安期にかけて衣服・美術・工芸等多くのものに用いられている。鳳凰は中国の古伝説に現われる架空の瑞鳥で、鳳は雄、凰は雌ということである。家紋としてはその目出度さ、華麗さから定められたと思われる。また唐花紋も奈良時代に流行した唐花文錦からの転化ということを伺い知ることができる。この唐花は日本には実在しない。唐花模様は花の円文が規則正しく並んでおり、菱形の花文がおかれている。そしてその模様は図案的である。花菱紋も唐花から分化したものと推察することができ、この紋は唐花菱ともいわれる。

奈良後期の錦で、その主流をなしたものは唐草模様・樹下動物模様・暁綿模様である。暁綿錦は段階になっている色の段に、菱・花鳥などの文様を収めた錦である。花鳥文暁綿錦では暁綿の最も濃い色、または淡い色を太くしてそこに双禽文をおいて調和させてている。七曜四菱文暁綿錦はかなり図案化されたものである。ここで七曜文が考えられるがこの七曜は月・火・水・木の七曜ではなく、北斗七星を象徴、日輪・月輪・光明・増長・依怙衆・地藏・金剛手の七菩薩を七つの星に配し、延命長寿・息災招福を祈願したといわれる。また八曜紋は七曜紋から分化したものといわれ、九曜紋は九曜の行度から日・時・方角の吉凶と人間の運命との関係を説明しているといわれる。これも大陸仏教文化にその源を発していることは明らかである。いずれも平安時代に流行した文様で江戸期になって

から武士がこの紋を用いている。

奈良時代末期における織物は唐花紋の堅い構成から、和様花文へとなだらかな曲線への移行を示している。薄緑地花鳥浮文錦・赤地花円文錦によってもそれを知ることができる。

平安時代前期においては、奈良時代の継続であるが、錦・綾などの生産が各地で行なわれ、その多様化・高級化が進んだ。その結果、贅沢の風が拡がり一般の衣服が高級化し、また婦女の衣装も唐から輸入したもの用いたと記されている。そしてこの風は遣唐使の廃止後においても続けられた。錦には紫地双鳳文錦等を見る事ができるが、この文様を奈良時代における紫地鳳形錦と比較するとその優美に図案化された曲線の美しさが見られる。またこの文様の双鳳文の部分の双鳳の組ませ方に、いろいろの動物紋における配置の仕方の一つの基礎になっていることを見出すことができる。すなわち相対している鳳の一つは嘴を開き一つは嘴を閉じている形式である。綾にはその種類多く、入子菱文白綾・小花文赤綾・菱文黄綾・唐草文白綾・花文白綾・立菱文緋綾・唐花紋紅綾等がある。菱紋はこのような文様からの転化ではないかと思われる。また薄く透けた織物である羅は菱文・斜格子文のものが多く単純である。格子紋もこのような織文様の格子縞から転化したものと思われる。

御白河法皇の御寄進である神護寺の一切経には経巻10巻毎につつむ経帙がついていてそれに縁に錦、裏には綾が貼られ、その模様は唐花模様・花唐草模様・雲・唐花に七宝模様が見られると記されている。また嚴島神社に蔵される半臂は安徳天皇の御產衣といわれ、向かい島と花菱の文を織り出し、文の鳥蝶が可憐である。七宝紋・蝶紋も平安時代に流行した文様と思われる。空海が唐から持ち帰った健陀穀糸袈裟は大蓮華文の大花文の綾で雄大な模様である。当時の唐の模様を伺い知ることができるし、また仁和寺の縹地宝珠獨磨文錦により宝珠紋も信仰的意義を持つ紋章であることがわかる。また平安時代に造られた神像に窠文様のものが刻まれ

日本の服飾の研究

ている。この窠文様も中国唐代役人の官服に採用されていたものであり、日唐交通によって伝來した。車の文様、衣服の文様を経て家紋になっていた。窠紋または木瓜紋という。木瓜は簾の冒頭につけられる当字である。またこの時代の物とされている四天王寺蔵の懸守七種には各種の錦が貼り合わせてあり、その一つに桜の花の文様がある。桜文様は藤原期の絵画に見られ、上流社会で観賞された。代表的な花は車紋から家紋へと定着していったと思われ、桜紋もその一つであると伺い知ることができる。上流社会文化の発達した平安時代には衣服文様の発達もまた顕著であったと思われ、先に述べた鳳凰紋に關係して桐紋もこの時代に衣服につけられた文様から転化したものと思われる。中国古伝説に帝が現われるのを待つ姿を見せる鳳凰は桐林に棲息するものとされている。桐は竹・鳳凰・麒麟と構成されて高級衣服の縞文にされている。

平安時代の模様を見る時に奈良時代の模様を受け継いでいるが、その硬さがとれて藤原的な優雅さを出し、貴族的な藤原時代の特徴が模様の上にも現われている。このような特色が後に紋章として定着していった花々の図案の上によく表現されている。このことは、後述する藤紋などよくわかる。

鎌倉時代においても機業の中心は公家文化の華やかな京都であった。この時代には京都において唐綾の模縞が始まられている。この事は当時の錦・綾製織の技術がかなり高度であることを物語っている。鎌倉鶴岡八幡宮古神宝中の桂五領は優雅なものである。その一つ鶴の丸鶴文桂は向かい鶴三つ盛模様のもので、鎌倉時代の武士装束・甲冑馬具等に見ることができる。鶴は形も大きく優美で、中國・日本で高貴な鳥とされ、亀と同様、長寿延命のシンボルとされている。鎌倉幕府が全国各地の神社に奉納した太刀にはすべて鶴丸文様が施されたと記されているので、鶴紋は鎌倉時代頃から紋として定着してきたものと思われる。また教王護国寺の緑地牡丹唐草文錦は、華麗な牡丹の花が織り出され

ている。牡丹は中国より渡來した觀賞花木で、その花の豪華なところから富貴の象徴とされた。この牡丹文様は藤原時代に一般化したと考えられるが、実物が皆無に等しいために絵画等により推考する以外方法がないのである。貴族に賞愛された牡丹は車文に採用されやがて家紋に定着したのである。同じく教王護国寺にある赤地牡丹獅子円文錦は、奈良時代から続いた連珠円文を有し、その中に獅子と牡丹を織り込んである。牡丹紋・獅子に牡丹紋共にこの時代の文様から生じたものと思われる。牡丹は文様としても、家紋としても公家の間で用いられていたが、獅子に牡丹は武士の甲冑の飾りに多く用いられている。この獅子と牡丹が何時頃、結びついたのかはっきり分っていないがこの組合せは平安時代にもあったらしいことが書かれている。また縹地宝珠瑞磨文錦はいかにも僧具にふさわしい模様で、蓮のうてなどの連續文様である。蓮文様も大陸佛教の伝来と共に移入され、調刻・織物に用いられ後に蓮紋の出現に至ったのである。鎌倉末期から南北朝へかけての時期にあっても、服装はかなり華美であったようで、武士が鎧の下に着る直垂に錦・綾を用いたことが記されており、大将の鎧直垂は赤地錦とされ護良親王所用と伝えられる赤地錦鎧直垂は、牡丹唐草模様である。

室町の戦国乱世には錦・綾の織手達も京都を後にする者が続出したが、その後西陣の地に織手が集まり西陣機業の基礎を築いたといわれる。室町時代の染織品を見る時に、まずあげられることは和歌山熊野速玉大社及び、旧阿須賀神社の国宝神服・神宝類である。これは大体室町初期の物といわれている。袖・唐衣・表袴・衾などに見られる文様は、袖に小葵地臥蝶文・小葵文綾などの文様が見られ葵紋も衣服の文様から転化したものと思われる。また同じく幸菱文綾・遠菱文・竜胆・椿唐草・雲立涌などがある。幸菱紋その外の変り菱紋・竜胆紋・椿紋・雲紋なども衣服の文様から転化したものであろう。長禄二年、義政が寄進したといわれる熱田神宮の神服には表着・桂・单・表袴・裳・入帷

などの裝束類があるが、その中でも表着の文様は桐竹鳳凰模様である。この文様は天皇の袍文としてのみ用いられた模様と記されているので、御下し賜ったものであろう。

室町時代に於ける大陸との交通は発達し、そのため貿易も非常に発展したのである。明代の染織の流入は奈良時代に次いで我国染織の上に大きな影響を与えたのである。つまり、輸入された物は纖金・紵糸・印金・平綱である。纖金は金襴のこと、金襴は宋代、禪僧が天子から拝領する袈裟を金襴衣といい、その袈裟の織物に金糸を織り込んでいたところから出たといわれる。紵糸とは緞子のことであり、印金は模様を金箔で押した物である。このような大陸織物の伝来によって刺激された我国の織物も、この時代にはまだ金襴・緞子などを模織するまでにはなっていなかったようである。それらの織物の技術は進歩しても文様は定型化して、新しい傾向は生じていないようである。東京国立博物館蔵の二重蔓牡丹唐文金襴の納縫は唐草にかなり凝縮図案化された牡丹の花があり、いかにも中国的な文様ということができる。牡丹紋の種類において凝縮図案化されたものはこの時代にその源を発しているものであろう。

安土・桃山時代は織物・染色の世界において非常な発展を見た時代であった。時代としてはかなり短いが、文化的な価値は他の時代と比較にならない程大きな跡を残している。茶の湯の発達と共に、茶入れの袋に使用された染織品には見るべき物が多く、名物製と呼ばれているがこの中には鶴頭・牡丹・唐草・雲鶴・梅に鳥・薦の葉・鳳凰文様など種類が多く、その文様は写実的なもの、かなり抽象化されているものと形式の幅は広い。紋も始めは写実的なものから、後に抽象的なものへと発展したのであるが、そのような流れをこの時代の文様に見ることができる。またこの時代は染色技術が進み動植物・自然現象などかなりの種類のものが衣服の文様化されたものと思われる。白紅段草花短冊貝模様縫箔に雪の文様が見られるがこれは桃山期のものである。雪紋としてはその六角の結晶をい

ろいろの形で図案化し表現している。桃山期の織物に見る特徴は規則的な型にはまらず優雅なものである。それは能装束である唐織の亀甲地扇面模様・秋草模様に見ることができる。前者は全体に亀甲連続模様があり、中の模様としては扇子の中に波に橋・桜花・三つ巴・八重菊・鳳凰と桐など非常に豪華なものであり、後者は地文様として菱の中に結梗、模様は菊でありこれは抽象化された花弁と写実的な花弁、葉の組合せである。これらによてもこの時代の模様が日本人の肌に合った織物として生き生きとした模様に描かれていると同時に、幾何的構成との組合せであることを伺い知ることができる。これらにより波紋・結梗紋なども衣服の文様からの転化と考えることができると、衣服文様の図案化が紋の図案化に影響していることも考えられる。また練縫地蝶巴模様段階縫裂には横段になって格子・蝶・三つ巴の模様が関連なく描かれているが、三つ巴は紋として茶色の部分に描かれておりこの裂は男子の小袖の断片といわれる。この巴紋は中国の象形文字、蛇・虫から転化したものといわれ、巴文様は中国大陆・欧洲大陸の各地でパターン化されており我国にも中国大陆から入ってきたもので、平安・鎌倉時代に衣服・調度器具・武具に至るまで多用され、鎌倉時代の最大の流行文様になったといわれる。この頃には寺院の鎧瓦は蓮瓣文様に替って巴文様が用いられ、瓦文様は巴一色に塗りつぶされたと記されているが、それは巴が水の渦巻きを形象したと考えられ防火を祈念する意味で用いられたといわれる。鎌倉時代には武士の巴紋の使用が多いといわれ、この紋も多用されている紋章の一つである。また練縫地井桁に朝顔模様縫箔裂はやはり桃山時代の作と見られるが、かなり象形化された朝顔の花弁と葉にすすき井桁が配置されている。朝顔紋は江戸期の浮世絵師のモチーフとして描写されたと記されてあるが、やはり衣服の文様から紋に定着したと思われ、また井桁紋も同様のことが考えられる。一度井桁として図案化されると、その中に他の文様や紋を入れる合成紋が考えられるようにな

日本の服飾の研究

るのは当然である。薄紋もやはり衣服調度品から紋として定着していったようである。また黑白黄段紗綾地柳模様縫箔裂はかなりモダンな感じに柳・水の輪・よろい縞が配色されており、柳は桃山期の流行文様であったらしいが、調べた限りでは紋章としては用いられていない。黒綾緯地花弁模様小袖裂には松・桜・藤・撫子など細かい刺繡が施されており、それぞれの花の特色をよく出している。この慶長小袖においてはこれらの草木が写実的に、あるいは象徴的に刺繡を通して現わされているが、すでに平安時代においてこれらの文様が描き出されているようである。藤の花は藤原氏の栄華をきわめた全盛期に於て、藤の花を観賞する庭園パーティが流行したと記されており、また公家斐東の有纖模様にはさまざまに造形されている。藤紋の原型はその頃にでき上ったようである。しかしこの裂地に刺繡されている藤の花をそのまま円の中に収めると、藤紋を作ることができ、その抽象化の巧みさに目を見張る。黒綾子地檜扇に宝尽し模様小袖裂には宝尽し模様を檜扇にまとめてあるが、打出の小槌・蓑笠などの文様から槌紋・蓑笠紋などの出現になったものと思われる。槌紋は敵を討つに通じ、また大黒天の持物であるため縁起ものとされ紋章になったといわれる。白綾地尾長鳥模様刺繡裂には優美な尾長鳥の刺繡が施されてあるが、長尾鳥紋もこのような文様から紋に定着していったのであろう。綾子地・貝に藻模様短衣には蛤模様に藻をあしらってあるが、貝紋もこのような衣服の文様から転じたものと思われる。平安の昔、貝殻は子女の遊戯貝だったと記されているが、やはり衣服の文様化されたものが紋章に移行したと見ると「三つ蛤に海草紋」などからも適切のように思われる。

江戸時代に入ると幾何構成の地文に様式化した花文が置かれるようになり、模様の多様化、図案化は更に進歩してきたのである。また富が町人に移るにつれて高級織物の使用が民衆の間に浸潤し、また各地において絹織物の生産が行なわれるようになり、大半な世相に加えて織物・

染色技術は一段と発達を見たのである。また室町時代末から南蛮人渡来により多種多様の毛織物がもたらされ、西洋の服飾が紹介され武将達はこれを喜んで取り入れた。鎖国後においても、大名達は毛織物の陣羽織を愛好し、その中の一つ猩々紺違鎌模様の陣羽織は背中に大きな違鎌模様が染められており、鎌紋もこのようなものから当時の武士の間で家紋に制定されたと思われる。従来、下着として着用されていた小袖は室町・桃山・江戸期において次第に上着として着用されるようになり、その発達は模様の上に一つの大きな変化をもたらし、染織工芸の著しい発達と共に小袖時代を作りあげたのである。そして江戸初期には友禅染めが現われたわけである。模様構成の上での変化は、次第に大柄なものに移っていったようである。また、桃山から慶長の小袖模様が次第に絵画的になっていったが、模様の主題ははっきりしないのに比べ江戸前期に入ってからは、小袖模様の性格がはっきりしてきている。それは模様の主題がはっきりしてきた事、これは前時代の模様がただ美しいものを寄せ集めた感じなのに対して、牡丹なら牡丹、菊なら菊という風に、はっきりとした特長を見せてきている。模様の題材は春夏秋冬、豊かな気候に応じて移り變る四季折々の花・鳥・風物の自然現象から、調度・器物・橋・車・家などの人工物、物語りや詩歌までの非常に広い分野に求められている。その纖細さ、美しさは目を見張るばかりであるが、このような文様はすでに平安・鎌倉時代において用いられており、それが更に発達してきたものと思われる所以で、紋の模様としての起元は多くのものは鎌倉時代以前と思われる。しかしここでまた衣服の文様から紋に移行したと思われるものを記してみると、白綾子地市松に梅松皮菱模様縫箔小袖は模様の素材は、梅の折枝と松皮菱でこの松皮菱は松の菱形象徴图形で、松皮菱紋も衣服の文様から用いられたものであることがわかる。小袖模様には豪華でめでたいものが多いが、特に松・竹・梅などの文様が数多く見られ、松紋・竹紋・梅紋なども藤原期より鎌倉期にかけて衣服・調

度品などの文様として用いられ、それが桃山・江戸期にかけて更に絵画的・抽象的に発達し、家紋として定着したものと思われる。松紋とその変形である松皮菱紋を比較すると、当然松紋から松皮菱のような象徴図形が生まれたわけで、外の紋に於ても同じように具体的な紋から図案化された図形に発達したものということは明らかである。

緋縫子地酢漿の丸模様小袖には、大きな丸の中に酢漿模様がはっきりと大胆に収められており、酢漿紋と同じ構図を見ることができる。この簡明な酢漿は武将に好まれ普及したといわれる。柴縫子地蒲公英模様刺繡裂には、菊花のようなタンポポの花を配しながら葉を大きく表現することによって、タンポポの花ということを明瞭に示しているが、蒲公英紋もやはり衣服の文様から転化したものではなかろうか。なおタンポポは荒地でも根をおろし花を開くので、根が絶えないという理由をつけて一家の子孫繁栄を意味したものである。白紗綾地紅葉鹿文字模様加賀友禅小袖には、あっさりとした楓を小袖全体に散らしているが、祇園安扇と名付けられている紋が置かれている。この扇は家紋として付けたのか、或いは替り紋として付けたのかはわからぬがこの小袖の持ち味から、洒落た替り紋と受け取ることができる。楓紋もこのような衣服の文様から転化したものと思われる。浅黄縮緬地梅花笠模様加賀友禅裂には傘の模様が大きく描かれており、この傘は柄の短い傘である。傘紋には柄の長いものと、短いものがあるが柄の長いのは上流階級用の傘と見られ、短いものは元禄頃から後に庶民に普及したもので、傘紋の傘とこの加賀友禅裂の傘模様は非常に類似しているところから、傘紋もこのような文様からヒントを得て作られたものと思われる。白縮緬地雲取り萩模様友禅襦袢は萩の花が纖細に描かれた襦袢である。萩模様は調度品にも秋草模様として描かれており、これらのものから紋章化したものと思われる。黒襦袢地扇に南天模様刺繡裂には南天・扇・蝶が巧みに刺繡されているが、南天は難を転ずるという意味、扇はそ

の形からでた末広がりの意味で将来の繁栄や幸福を意味し、一緒に用いられたものと思われ、南天紋は比較的近世に作られたのだろうといわれるところから、江戸期になってから紋章化されたものであろう。緋縫子地簾子に二葉葵模様紋染小袖は極めて鮮明な紅の地に簾子と葵が絞られているのであるが、簾子は高貴な人々の住居の室内装飾品であるから貴いものを意味し、葵の徳川家と合せて一種の瑞祥模様としているのだろう。この簾子も家紋とされている。

以上織物文様から転化したと思われる紋章を大体時代を追って考察したのであるが、記載した紋章は数多い紋章中のほんの一部にすぎず、この外に衣服の文様、或いは家具・調度品などから転化したものは、紋章の性質から考えてかなりあるものと思われる。

6. 札幌市に於ける紋の種類及びその割合について

現在使用されている紋章はその種類及び数を見ていく上に、紋付長着及び紋付羽織の上に現われた傾向を考察していくのが妥当と考えられるので、専門家に御協力を願いして昭和42年5月末現在より、過去数ヶ月にわたる紋章と氏の調査を述べ氏数1,463氏により行った。表1に使用されている紋の種類と氏の数を記した。

前述したように紋の種類は4,500種にもおよぶが使用されている紋章の種類はあまり多くない。調査した範囲では277種であった。北海道の特色として日本全土から集まっているので本州のように紋章の地方色を見ることはできないが、明らかにその流れを汲む氏と紋章の関係を2~3の紋章に見ることができた。

一つ一つ列挙して見ると植物紋が一番多く、このことから古代から我々の生活に親しまれてきた周囲の現象において、衣生活に占めるその割合は植物がその大半を占めていることを、前述した衣服の文様と共に伺い知ることができる。植物紋においては桐紋が一位で377氏であった。桐の文様や鳳凰の文様は高貴な文様として認められ、後、皇室の御紋章または文様にな

日本の服飾の研究

表1 紋の種類と氏の数

植物編

文様編

紋の種類	氏の数			紋の種類	氏の数			紋の種類	氏の数		
	種類の細分				種類の細分				種類の細分		
木瓜紋	丸	花	97	花	7	引	3	丸	二	つ	引
	丸	菱	51	花	7	両	3	丸	三	つ	引
	切	菱	12	花	6		2	丸	三	つ	引
	鐵	菱	2	花	3		1	細	三	つ	引
	抱	菱	2	花	1		1	輪	三	つ	引
	角	菱	2	花	1			七	三	本	立(立三つ引)
	四	菱	2	花	1			丸	に	三	本
	方	菱	2	花	1			立	三	つ	引
	木	菱	2	花	1						
	木	菱	1	合	26				合	計	10
絞	丸	菱	1	三	2	唐	丸	五	瓜	に	唐
	丸	菱	1	三	2	花	五	瓜	に	唐	花
	丸	菱	1	松	2	紋	細	五	瓜	に	唐
	丸	菱	1	大	2		輪	五	瓜	に	唐
	丸	菱	1	内	2						
	丸	菱	1	川	2						
	丸	菱	1	内	2						
	丸	菱	1	大	2						
	丸	菱	1	松	2						
	丸	菱	1	大	2						
目結紋	丸	紋	175	合	17	鱗	丸	三	つ	鱗	1
	丸	紋	28	合	17	鱗	細	輪	三	つ	鱗
	丸	紋	2	合	6						1
	丸	紋	2	巴	2						
	丸	紋	2	巴	1						
	丸	紋	2	巴	1						
	丸	紋	2	巴	1						
	丸	紋	2	巴	1						
	丸	紋	2	巴	1						
	丸	紋	2	巴	1						
目車紋	丸	目	1	合	11	輪	丸	な	し	輪	進
	丸	目	1	合	11	進	丸	な	し	輪	い
	丸	目	1	合	11						2
	丸	目	1	合	11						2
	丸	目	1	合	11						2
	丸	目	1	合	11						2
	丸	目	1	合	11						2
	丸	目	1	合	11						2
	丸	目	1	合	11						2
	丸	目	1	合	11						2



丸なし五・三の桐



中輪に五・三の桐

ったのであるがその年代ははっきりしてない。足利氏は桐紋を後醍醐天皇から拝領し、織田信長も足利氏より賜わりこれを用い、また羽柴秀吉は豊臣の姓と共にこの紋を賜わったことが記されている。このようにして桐紋は武家漢望の紋章となり、豊臣時代には工芸美術品に応用し桐文様は大流行をきたし服飾調度品は勿論のこと、建築調刻に至るまでこの文様を用いるようになったと思われる。このようにして桐紋の権威は拡がり諸大名旗本は名譽の紋章として用いるものが多かったといわれる。この桐紋も種類は多いが皇室の御紋章としては五・七の桐であり、一般においては五・三の桐が用いられ

ている。このような理由で桐紋は明治維新以前から多用されていた紋章の一つであるが、他の紋に比べて群をぬいて多い理由は桐紋の歴史は勿論のこと、モチーフとして用いるときに庄重さと共にその構成された美しさが大きな理由と考えられるが、もう一つの大きな要因となっているものは紋章が家紋でなくなってきたこと、つまり礼服として紋付を着用する場合の紋は家紋として付するのではなく、一般に多く用いられている紋、美しい紋、形よい紋を付ける傾向が多いこと、また現代紋付を着用するのは殆んど女性であり桐紋の女性的な優美さが、女性用の紋としてこの桐紋多用の一要素になっていると思われる。このことは丸なし五・三の桐が丸に五・三の桐より圧倒的に多いことでもわかる。次に薦紋は115氏であった。この紋もその形が優美のために用いられており、衣服の文様から転化したものと思われる。この紋が多く用いられたのはその形の美しさと共に、徳川時代に於て徳川氏と関係の深い松平氏がこれを

日本の服飾の研究

器 財 編

動 物 編

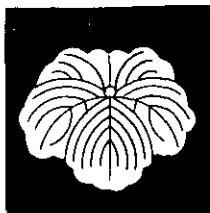
天文地理編

篆 造 物 編

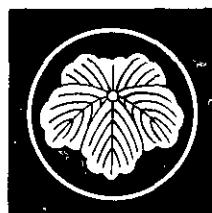
文字 図 符 編

そ の 他

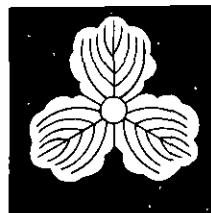
氏の数		氏の数		氏の数	
紋の種類	種類の細分	紋の種類	種類の細分	紋の種類	種類の細分
井	組井	文	糸	丸	三つ劍
桁	桁合	字	輪	一	三瓜
紋	左	輪	に	の	方瓜
	井	に	に	三	瓜
	井	井	三	左	に
	井	井	左	丁	三
	井	井	井	字	中
	井	井	井	字	の
	井	井	井	字	雁
	井	井	井	字	金剛
	井	井	井	合	合
	井	井	井	計	計
	合	合	計	3	5
	計	計	4		



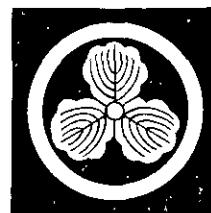
丸なし薦



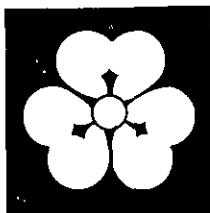
糸輪に薦



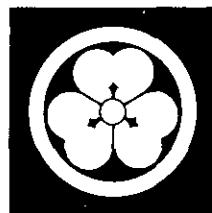
丸なし三つ柏



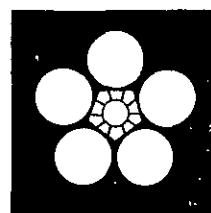
丸に三つ柏



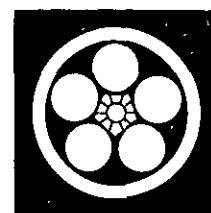
丸なし片喰



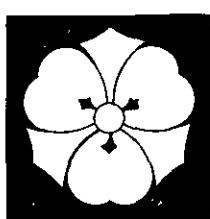
丸に片喰



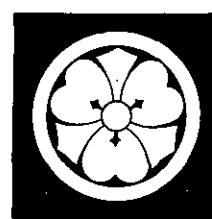
丸なし梅鉢



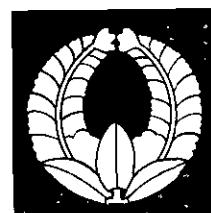
丸に梅鉢



丸なし剣片喰



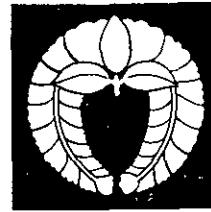
丸に剣片喰



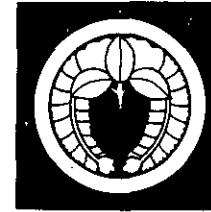
丸なし上り藤



丸に上り藤



丸なし下り藤



丸に下り藤

用い、また將軍吉宗もこれを愛用したといわれる、このような理由から権威ある紋章と見られ、そのためにこの紋章が流行したのではないかと思われる。片喰はその果実が非常に繁殖する性質があるという、この繁殖する性質を取って一

によったものである。この梅紋も衣服の文様から転化したものであることは前述の通りである。この紋が比較的に多く用いられる理由は菅原道実が生前梅の花を愛し、紋章が用いられるようになってから菅公に関係のある家はこれを用い、また天満宮を信仰する者も用いたといわれる所以この梅紋も、比較的に多く用いられているようである。藤紋は76氏であった。この藤

家の繁栄を祝福するために用いたともいわれているが、やはりその形が美しいために始めは文様として用いられ、構造が簡単である理由も加わって紋章に転じたと思われる。この片喰紋は調査した限りでは 105 氏であった。柏紋も多く 89 氏であり、柏の葉は幅が広く葉肉が厚く物を載せるのに適しているために、古において食器に代用されたといわれる。このような理由で供物として神様にも供え、自然にこの木を尊重するようになりこの葉を用いて文様を作り、それが紋章に転化したと思われる。梅紋は 63 氏であった。その内梅鉢紋は 57 氏でその殆んどを占めている。この紋章は非常に図案化されていて、その形が太鼓の撥に似ているのでこの俗称をつけたといわれる。單なる梅花紋は普通の梅の花

紋は藤原氏から出たものが用いたというのではなく、苗字に藤の字がつくためにこの藤を家紋としたと考えられ、調査した 76 氏の内、加藤 4、猪藤 4、遠藤 1、藤原 1、後藤 3、内藤 2、佐藤 1、藤川 1、藤本 1、藤根 1、藤岡 1、進藤 1、安

藤1以上22氏で多いことでもわかる。この藤紋は花と葉で円形に形造られておりその花が下垂しているのを下り藤、上向しているのを上り藤という。またこの藤紋で大久保藤・内藤藤・安藤藤は姓と同じ紋章を用いているのも一つの特色であった。次に茗荷を紋章に用いるようにな

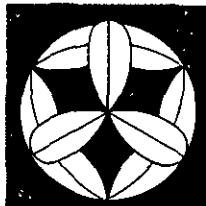


丸なし抱茗荷

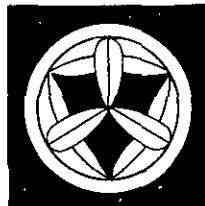


丸に抱茗荷

ったのは冥加と同音のためという。冥加は神仏の加護をこおむる意味であるので縁起のよい紋章として用いられたのである。筐紋も茗荷紋と同じく縁起の良い紋として用いられるようになったといわれる。竹は松・梅と共に衣服の文様



丸なし九枚筐



丸に九枚筐

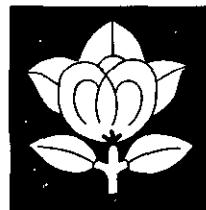


吉田 筐



丸に三階松

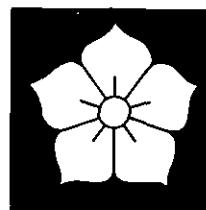
として古来より多く用いられているが、紋章に於ては竹と筐は混同されている。この筐紋も種類多く、調査した29氏に於ても14種ありその中の一つ吉田筐は4氏であったが、4氏共吉田氏であった。橋は葉は常緑で花も実も美しく昔から珍重され、また觀賞されたので衣服の文様として早くから用いられている。橋氏がこの橋を家紋としたのは有名であり、苗字にちなんで用いられた紋章である。また桔梗紋も多く用いら



丸なし橘



丸に橘



丸なし桔梗



丸に桔梗

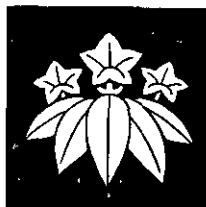


丸なし沢鶴



丸に沢鶴

れている紋章であり、秋草の一つであるので衣服の文様としても非常に多く用いられている。沢鶴紋はその形が美しく文様として用いられ、それが紋章に転じたものと思われる。竜胆紋はまた筐竜胆紋とも呼ぶ。竜胆は葉の形が筐に似



丸なし筐竜胆

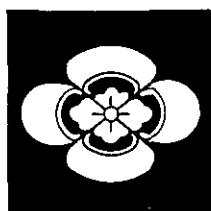


丸に筐竜胆

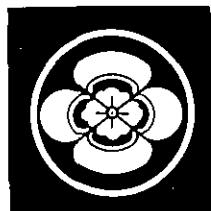
ているために筐竜胆と呼ばれ、二つが組合わさったものではない。

植物紋に於ては以上が比較的に多く用いられており、他の紋は数にしては僅かであった。

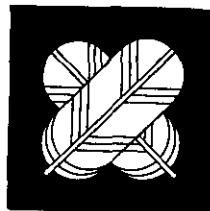
文様を紋章としているものでは木瓜紋が一番多く175氏で、桐紋に次いでいる。木瓜紋は前述したように衣服の文様から転じたものである。次に目結紋も多く41氏が用いている。この



丸なし木瓜



中輪に木瓜

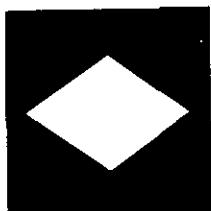


丸なし違い蝶の羽



丸に違い蝶の羽

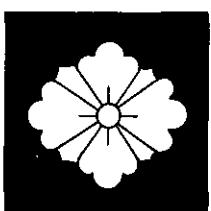
紋は染文様の目結から転じたもので奈良時代から衣服の文様として用いられており、鹿子絞りである。目結は方形の中に同じ形の小さな方形を記入したものであり、一つ目結から十六目結まであるが調査した範囲では三つ目が1氏であとは四つ目結であった。またこの目結紋は佐々木氏が非常に多く、調査範囲41氏の内12氏が佐々木であった。目結紋は近江源氏の代表家紋であり、その子孫が近江蒲生郡佐々木郷にて佐々木と称し、その一門は頗る繁栄し四つ目紋を用いたのである。この12氏の佐々木氏も、何らかの形で関係しているものと考えられる。菱紋・花菱紋も比較的多く用いられている紋のようである。



菱 持



丸に花菱



丸に剣花菱



丸なし左三つ巴

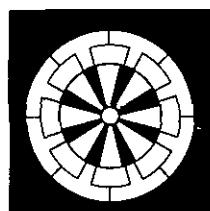
紋で、鎌倉時代からと思われる。この紋も種類多く配列の仕方と羽の数によって区別されている。蝶紋は前述のように蝶の文様から転じたもので平家の家紋とされている。蝶紋はその姿勢によって3種類に区別されており、飛蝶・止蝶・蝶丸で飛蝶・止蝶はその状態のもの、蝶丸は円形で図案化したものである。また止蝶はその羽が上方にあるので揚羽蝶ともいう。調査範囲では揚羽蝶が殆んど占めていた。

器財を紋章にしたものでは車紋が多くて15氏でありこの車紋は御所車をいい、また源氏車といふ。源氏物語絵巻に多く見られるのでこの名称が出たものと思われる。この紋の姓の特徴としては15氏の内11氏が佐藤姓であった。この紋は藤原秀郷流の佐藤氏の代表家紋であるので現在のこの紋もその流れであると考えられる。扇紋は矢に象ったもので戦国時代から用いられているようである。

築造物紋では井桁紋のみであった。



丸なし揚羽蝶



丸なし源氏車



丸に違い矢



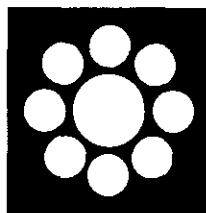
丸に井桁

動物紋に於ては調査範囲では少なく、この内鷹羽紋が多く61氏であった。この紋は鷹の羽である。鷹は剽悍なことから武士が好んで用いた

天文に関係している紋は信仰的意義から発していることが多いのは前述の通りであり、天文地理に関する紋は星紋のみであった。調査した星紋の特徴としては丸に三つ星一の字は1名渡辺星ともいわれ渡辺家の紋でこの6氏は全部渡辺姓であった。



丸に三つ星一の字



丸なし九曜

以上の調査から紋章と姓氏との関係をはっきり見ることができたのはわずかであった。勿論紋章に比べ苗字の数が多いのであるから姓が変わっていても同一紋章を用いるのが多いのは当然である。紋章が美しい場合は好んでこれを用いた場合が多いであろうし、特に今回の調査範囲

に於ては現在紋付を着用するのはその殆んどが女性であるということから、女性らしい紋をつけるという点において、使用される紋がある程度限定されるということもあり得るようである。現代における紋章の新しい傾向として各自のアイデアにより新しい紋章が生まれていることを期待したのであるが、調査範囲では皆無であった。

1. 紋章の有無とその年齢、紋章に対する関心度の調査

札幌市近郊の団地に居住する84世帯を対照にして紋章に対する調査を行った。団地に居住する世帯はその殆んどがサラリーマンであり、且つ夫婦と子供を単位とした小家族構成が多く、また年齢も比較的若い層が多いことから紋章の有無とその年齢、紋章の名称の把握状況調査を目的として調査を行った。その結果を表2、3に示す。

表2 紋章の有無と夫婦の年令

	調査世帯数	どのようにして紋章を定めたか	世帯数	夫の年齢(歳)	人 数	妻の年齢(歳)	人 数	
有り	64	夫の家紋を用いた	56	20～30	4	20～30	10	
				31～40	22	31～40	34	
				41～50	20	41～50	8	
				51～60	10	51～60	4	
		妻の家紋を用いた	6	41～50	4	31～40	4	
				51～60	2	41～50	1	
						51～60	1	
		呉服屋さんにこれが一般的といわれて		20～30	2	20～30	2	
		結婚した時に新しい紋を定めた	0					
無し	20			31～40	20	20～30	16	
						31～40	4	

上記の表の夫の家紋を用いた56世帯のうち50世帯は夫および妻の生家の紋とも紋章の名称を知っており、若い年齢層においても紋章に対する関心の高さを知ることができる、またあとの6世帯は無解答であった。

前述したように現在紋章を用いるのは女性が

その殆んどと思われる所以妻の生家の紋を用いたということもうなづけるわけである。妻の家紋の方が形がよいかからという解答のあった4世帯はその紋章はみな優美なものであった。なお妻の生家の紋章を用いている世帯は結婚後全部夫の姓を名乗っている。

表3 表2の分析

		世帯数	夫の年齢 (歳)	人数	妻の年齢 (歳)	人数
夫の生家の紋を用いた	紋の名称を知っているもの	50	20～30	2	20～30	6
			31～40	19	31～40	32
			41～50	19	41～50	8
			51～60	10	51～60	4
	無解答	6	20～30	2	20～30	4
			31～40	3	31～40	2
			41～50	1		
妻の生家の紋を用いた	夫の生家の紋を知らないから	2	41～50	2	31～40	2
	妻の生家の紋の方が形がよいから	4	41～50	2	31～40	2
			51～60	2	41～50	1
					51～60	1
無し	夫・妻の生家の紋を知っているもの	4	31～40	4	20～30	4
	妻の生家の紋だけ知っているもの	4	31～40	4	20～30	1
					31～40	3
	生家の紋を全く知らないもの	12	31～40	12	20～30	11
					31～40	1

また呉服屋さんにこれが一般的といわれてと答えた2世帯は夫婦の年齢は若く、また2世帯とも五・三の桐であった。

つぎの無いと解答した世帯は3表によてもわかるように夫の年齢は31～40歳であり、また妻の年齢は20～30歳が一番多く、解答者の半数以上が生家の紋を全く知らないと答えている。男性においては礼装の和服は縁違いのものであり、過去の生活も殆んどが和服に付けられている紋章にはあまり関係なかったと思われる所以この解答は予想されていたが、和服に关心が高いと思われる既婚女性の場合は以外であった。

終りに暖かく御支援下さった本学学長手島博士、および御助言下さった本学教授寺岡博士、

また調査に御協力下さった五番館呉服部絹布課長近野幸雄氏、野沢保子さん、須藤紋章店主須藤重雄氏、佐藤數子さん、本学副手小川怜子さんに厚くお礼申し上げます。

引用文献

- 国民百科事典・平凡社。
- 日本の紋章・伊藤幸作編、ダヴィット社。
- 日本の家紋・進土慶幹、加藤秀幸、人物往来社。
- 日本紋章学・沼田頼輔、明治書院。
- 綱要日本紋章学・沼田頼輔、明治書院。
- 小袖・山辺知行、北村哲郎、田畠喜八編、三一書房。
- 図説日本服装史・遠藤武、建帛社。
- 日本の美術「織物」・西村兵部編、至文堂。
- 日本の服装(上)・歴世服装美術研究会編、吉川弘文館。
- 小袖と能衣装・野間清六、平凡社。
- 日本史・竹内理三、自由書房。